

## 心理臨床領域における社会的公正とアドボカシーの視点 —養成プログラムへの統合を見据えて—

蔵岡智子\*<sup>1</sup> 井出智博\*<sup>2</sup> 草野智洋\*<sup>3</sup> 森川友子\*<sup>4</sup>  
大賀一樹\*<sup>5</sup> 上野永子\*<sup>6</sup> 吉川麻衣子\*<sup>7</sup>

### Perspectives on Social Justice and Advocacy in Clinical Psychology —With a View to Integration into Training Program—

by

Tomoko KURAOKA, Tomohiro IDE, Tomohiro KUSANO, Yuko MORIKAWA,  
Kazuki TAIGA, Noriko UENO and Maiko YOSHIKAWA

(Received: October 23, 2022, Accepted: January 17, 2023)

#### Abstract

This paper reviews recent research on social justice and advocacy. While there has been active discussion and practice in the U.S. in recent years, the domestic debate has stalled. The American Counseling Association's (ACA) Advocacy Competencies (AC) and Multicultural and Social Justice Counseling Competencies (MSJCC) were also introduced; the ACA's AC was presented in six domains, and the MSJCC integrated advocacy with a multicultural and social justice perspective. Finally, previous research on training programs was reviewed. In the future, it will be necessary to position the perspectives of social justice and advocacy in the clinical psychology field and incorporate them into training programs.

Key Words : social justice, advocacy, clinical psychologist training courses

#### 1. はじめに

近年、心理臨床の実践において、人権を重視し社会的に公正であることが改めて重視されるようになった。アメリカ心理学会 (APA) では、「人権に関するタスクフォース最終報告書」において“人権を心理学の最前線に”と掲げるなどその動きは明確になっている (APA,

2021)。杉原 (2021b) は、人権の尊重や社会的公正との関連から倫理について触れ、心理臨床家が理論的に「正しい」心理療法や、エビデンスによって「効果的」だとされる心理療法を実践する以前に、倫理的で健全な仕方クライアントと関わるのが求められている、と述べ、富樫 (2021) も、心理臨床家自身の差別や偏見による加害者性について自覚的であることの必要性を論じている。そのような中、注目されているのが、すべての人が公平に資源にアクセスできる公正な社会を目指す社会的公正 (social justice) の概念と、それを達成するための行動であるアドボカシー (advocacy) と呼ばれる概念である。Wachtel (2014 杉原監訳 2019) は、循環的心理力動論の立場から社会的な不平等と不公

\*<sup>1</sup> 文理融合学部地域社会学科・講師

\*<sup>2</sup> 北海道大学大学院教育学研究院・准教授

\*<sup>3</sup> 琉球大学人文社会学部人間社会学科・准教授

\*<sup>4</sup> 九州産業大学人間科学部臨床心理学科・教授

\*<sup>5</sup> 東京経済大学・人権コーディネーター

\*<sup>6</sup> 静岡福祉大学子ども学部子ども学科・准教授

\*<sup>7</sup> 沖縄大学人文学部福祉文化学科・教授

正が個人の苦悩の源になっていることに注目する必要性を説くとともに、「心理臨床という領域は、個人の体験についての深く親密な理解をもたらすものであるけれども、だからといって社会全体をより公正でよりよく機能するようにしていく努力と切り離されたものである必要はない」と述べている。

social justice は、「社会正義」もしくは「社会的公正」と訳されることが多い概念である。司法、政治、経済、医療、社会福祉、等の分野では「社会正義」の訳が主流となっているものの、「社会的公正」の訳も散見される。justice が「正義」もしくは「公正」と訳されるためであるが、その語源はラテン語の *jūs* (法、権利) で、規範に従って行われる事や物を表す言葉であり、*judge* (裁判官)、*jury* (陪審員) と同様の語源を持つ (梅木, 1990)。つまり、どちらかという法的な公正さといった意味合いに近く、ラテン語の *jūstitia* (ユースティティア: 公正, 正当, 法) は女神として人格化され公正さを表すシンボルとして裁判所などに彫刻が飾られている。一方、日本語の「正義」は元来儒教の用語であり、人として踏み行ふべき正しい道理を意味しており、これを justice の翻訳語として使用すると justice が元来持っていた「裁判」や「公平・平等」という意味がはっきりしなくなってくる (石塚ら, 2013)。さらに social と組み合わさることで、ひとりの個人としての正しい道理といった意味合いよりもより広く公的な意味を含むことから、justice について「正義」よりも「公正」がより翻訳語として適していると捉え、本論では social justice について「社会的公正」の訳語を用いることとする。

アドボカシー (advocacy) は、近年福祉領域を中心に注目されている概念であり、井上 (2013) によると弁護、支持、主張、唱導、支援運動、政策提言などの語義があり、アドボカシーを行う人をアドボケイト (advocate) と呼び、主唱者、擁護者などと訳されるとしている。アドボカシーの日本語訳として「代弁・権利擁護」を用いるとしつつ、ニュアンスの違いもあるため「アドボカシー」とカタカナで表記しており各分野においてもカタカナ表記が定着している (井上, 2013)。

本論では、まず社会的公正とアドボカシーについて近年の研究を概観した上で、米国カウンセリング協会 (以下、ACA) のアドボカシー・コンピテンシー (以下、AC) 及び多文化と社会的公正カウンセリングコンピテンシー (MSJCC) について紹介する。最後に、心理臨床家養成における社会的公正とアドボカシーに関する養成プログラムの必要性について論じる。

## 2. 心理臨床における社会的公正とアドボカシーの概観

社会的公正について Bell (1997) は、「ニーズを満たすために相互に形成された社会に、すべての集団が完全かつ平等に参加すること」と定義した上で、社会的公正には「資源の分配が公平で、すべてのメンバーが物理的にも精神的にも安全で安心できる社会のビジョンが含まれる」としている。Crethar et al. (2008) は、社会的公正を「すべての人が資源にアクセスする機会を公平に与えられ、自分に影響を与える政策や法律の策定に参加し、最終的には個人のニーズと全体のニーズの調和を具現化する社会的に公正な世界を目指すという目標であり、プロセス」とした。いずれにおいても社会的公正は、すべての人が医療、雇用、最適な精神的健康を得る機会を公平に得られることを指している。

一方、アドボカシーとは、社会的公正を達成するために行われる行動のことで Chang et al. (2010) は、「公正で公平な扱いを保証するために、クライアントやクライアントのシステムに属する人々 (その周囲の人々) と共に、あるいは彼らのために行動すること」とした。Toporek & Liu (2001) は「クライアントの幸福に対する外部および制度的な障壁の除去を促進するために、カウンセリング専門家がとる行動」とした。コミュニティ心理学の分野では、個人に向けてのアドボカシーをケース・アドボカシー、集団に対する差別的な政策や制度に異議をとなすアドボカシーをクラス・アドボカシーと呼ぶことがあり (Lewis & Lewis, 1983)、クラス・アドボカシーに相当するような社会的行動に焦点を当てたアドボカシーを社会的公正アドボカシーとして区別することもあ

(Vera & Speight, 2003)。しかしながら、アドボカシーを「エンパワメントから社会的行動までのカウンセリング行動の連続体 (Toporek & Liu, 2001)」として捉え、目的のためのミクロからマクロまでのシームレスな行動の連続体と捉えられることが多い。

さて、心理臨床の実践においては、様々な事柄が個人の問題として面接室に持ち込まれるが、それはしばしば社会的・経済的・文化的な問題と密接に関連したものであり、既存の社会構造に根差したものである。しかしながら伝統的な心理学においては環境の影響に比して、内面的な課題を過大に評価し支援につなげる傾向が強い。そのため持ち込まれる問題は常に個人が対処すべきもの、乗り越えるべきものとして扱われることが多々ある。そのような支援の在り方は結果として、既存の社会システムを強化してしまう傾向になり、行き過ぎると Bemak & Chung (2008) がナイス・カウンセラー・シンドロームと呼んだように現状との調和を維持することに注力し、不公平を強化し対立をさける実践家につながってしまう。Bemak & Chung (2008) は、多くの善意のカウンセラーが、現実的なあらゆる脅威から、既存の社会システムを是正するような社会的公正の仕事を避けており、それが無関心や怒りとなって現れているとした。心理臨床家として経験を積む中で、個人の内面のみを扱うことに限界を感じることも増えてくるかもしれない。しかしながら、クライアントを取り巻く環境やコミュニティの影響を考慮した心理支援について十分な教育を受けていないため、具体的な支援にはつながらないことが多い。結果として十分な支援につながらず、既存の社会システムに対して葛藤や怒りを抱えてしまう、ということであろう。Shin et al. (2017) は、社会的公正の立場から、心理学の理論、研究、介入は個人の枠組みを超えて、周縁化された人々 (マイノリティグループのメンバー) を組織的に不利にし、疎外し続けている社会の構造的・制度的な力を対象とすべきだと強調している。Goodman et al. (2004) は、近隣地域、学校、メディア、文化、宗教的・政治的・社会的制度に根本的な変化が起こらない限り、個人に対する私たちの活動は、せい

ぜい部分的にしか成功しない運命にある、とまで述べている。社会的公正とアドボカシーの視点は、これまで実践においてエンパワメントや環境調整、コミュニティ支援などと呼ばれてきた活動に、社会的公正を目指すという明確な目標と、積極的に関与し行動する姿勢を求めている。また、面接室の中での関わりがあくまでも支援の中心であり、面接室外でのことにはボランティア的に余った時間で取り組む、ということではなく、心理臨床家の倫理的な姿勢として社会的公正を目指し、それを達成するためのアドボカシー行動を仕事の中心に据えようというのである。このように社会的な環境要因や文脈がクライアントに及ぶ影響を重視する考えは決して真新しいものではなく、カウンセリング心理学の創始者とされるフランク・パーソンズやカール・ロジャースは、社会的公正の提唱者やロールモデルとしてよく知られている (Kiselica & Robinson, 2001; Munley et al., 2004)。また、コミュニティ心理学、ナラティブ・セラピー、フェミニストカウンセリングでも強調されてきたことである (Ratts et al., 2018)。

社会的公正は、心理学の第 4 勢力といわれる多文化主義の進化形といわれており、Ratts (2009) は、第 5 勢力であると位置づけている。主に個人に焦点を当てたパラダイムである 3 つの勢力、つまり精神分析 (第 1 勢力)、認知行動療法 (第 2 勢力)、人間性心理学 (第 3 勢力) から、文脈の中の個人に焦点を当てた多文化主義 (第 4 勢力)、そしてクライアントを取り巻く社会的環境に注意を払うアプローチである社会的公正 (第 5 勢力) へと移行しているというのである (Ratts, 2009)。先に述べたように社会的公正の概念自体は新しいものではなく繰り返し起こってきた波であるとする向きもあるものの (Smith et al., 2009)、これまで多文化主義が唱えてきた人種・民族だけでなく、性的、宗教的、社会経済的、障害といった個々人の持つアイデンティティの交差性 (intersectionality) が、メンタルヘルスや健康の格差に重要な影響を与えていることが再認識されたことから社会的公正に対する認識が高まっているのである (Ratts et al., 2016)。

既存の社会構造に目を向けるとマイノリティ・グループに対する多種多様の不平等と不均等が存在する。Meyer (2003) は、マイノリティ・グループが経験する抑圧 (oppression) やスティグマ、メンタルヘルスや健康上のマイナスにつながるプロセスをマイノリティ・ストレスと呼んだ。マイノリティ・グループは、社会的基盤と結びついた支配的な文化、社会構造、規範といった個人を超えた制度、構造からストレスを受けやすいという。社会的公正において重要な概念である抑圧 (oppression) とは、周縁化された人々が社会的に不当な扱いを受けていることを指しており、Hardiman & Jackson (1982) は抑圧について次のように説明している。

抑圧とは、ある社会集団が自分たちの利益のために他の社会集団を利用することである。抑圧は、単純な力や支配の状況とは異なる。それは何よりもまず、イデオロギー的な支配、制度的な支配、支配グループのイデオロギーと文化を被抑圧者に広めることを含む体系的な現象である。抑圧とは、単にある集団が他の集団よりも優位にあることを主張するイデオロギーや信念でもなく、下位の集団のメンバーに対する無差別な差別やハラスメントでもない。抑圧とは、多くの要素が絡み合った支配のシステムである。

個人レベルで経験される抑圧は、マイクロアグレッションと呼ばれることもあり (Pierce, 1970), 個人を取り巻く組織やシステムのレベルでは周縁化された人々に不公平さをもたらす規則、政策、法律、制度の形で現れる (Adams et al., 2007; Young, 2004)。このような抑圧の結果として、多くのコミュニティが苦痛を経験し、メンタルヘル스에悪影響を受けていることが多くの研究において示されている (Gay, Lesbian, Straight Education Network, 2007; Mirowsky & Ross, 2003; Albee & Joffe, 2004; Jacobs, 1994)。

### 3. 国内における研究動向

次に我が国の心理臨床における社会的公正とアド

ボカシーに関する実践や研究について概観してみたい。社会的公正の概念は、衡平理論、手続き的公正といった社会心理学の分野で検討されてきたものの (田中, 1998; 大淵・菅原, 2000), キャリア・カウンセリングの分野で紹介されるなど (下村, 2020) 心理臨床領域においては限定的であり、社会的公正に関する研究は進んでいない。そのような中、個別カウンセリング、コミュニティ・カウンセリング、異文化カウンセリングを包括したマクロ・カウンセリング (井上, 2004) の視点からアドボカシーの必要性を指摘した井上 (2013) の功績は大きい。井上は、社会変革を「クライアントやクライアント集団に直接影響を与える法的政治的問題に臨床心理士・カウンセラーが積極的に関わること」としたうえで、「アドボカシーはエンパワメントから社会変革への橋渡しの活動である」とする Toporek & Liu (2001) の考えを紹介している。すなわち、法的政治的な問題に立ち向かうとするクライアントをエンパワーすることにとどまらず、カウンセラー自身もそうした問題の解決に積極的に関与することをその専門性に含めて考える視点を強調している。特にクライアントやクライアントが所属する特定の集団が社会的に不利益を被ったり、偏見や差別の状況に置かれたりしている場合、「その QOL を推進する立場にある専門家としての臨床心理士・カウンセラーはその独自の権利擁護＝アドボカシーの課題があるといえよう」と述べているように、心理臨床を権利擁護から捉える視点は本論の議論にも重要な示唆を与えるものである。

では実際に我が国の心理臨床をめぐるアドボカシーの実践や研究としてどのような取り組みが重ねられてきたのだろうか。鈴木は先述した井上を含めた共著論文 (2010), あるいは別の単著論文 (2011) において、スクールカウンセラー (以下, SC) におけるアドボカシーについての議論を展開した。それらによると, SC が学校で出会う様々な問題は生徒の個人的な問題に起因するものばかりではなく、貧困や文化的マイノリティなど環境にその問題の原因があることが多く、様々な支援が受けにくい状況にあるために SC には AC が求めら

れるとしている(鈴木他, 2010)。しかし、臨床心理士養成課程では特に社会経済的地位や宗教・霊的アイデンティティ、性同一性といった側面に関連する AC に関する養成にほとんど目が向けられていないという課題も指摘されている(鈴木, 2011)。

また日本コミュニティ心理学会が発行する『コミュニティ心理学研究』は 2020 年に発行された第 24 巻第 1 号において「多文化カウンセリングとコミュニティ心理学の接点」というテーマの特集が生まれ、「近年、文化的に適切な心理援助において、生態学的な視点を踏まえ、コミュニティの状況に沿った形で実践を行うことの重要性が、益々強調されている」(大西, 2020)とその企画趣旨が説明されている。特集は多文化カウンセリングに焦点化したものだが我が国における多文化カウンセリングコンピテンシーに関する議論のように、AC の議論につながる示唆も豊富に含まれている。

しかし、この他により具体的な心理臨床実践や研究報告はあるものの限定的で、「参加者自らが撮影する写真(フォト)とその写真に関する撮影者の語り(ボイス)からなる作品を通して当事者の声を社会に訴え、問題解決のためのアクションを促す参加型アクションリサーチ」であるフォトボイスという手法を用いた武田(2014)の報告や、前掲の井上(2013)に収録された北風(2013)や長坂(2013)などに限られている。

#### 4. 国内における対人援助関連分野におけるアドボカシーの取り組み

次に、我が国における心理臨床領域以外の対人援助関連分野におけるアドボカシーに関連する取り組みに目を向けてみたい。先に述べたように、近年大きな展開を見せている分野として子ども家庭福祉に関連する領域が挙げられる。2022 年 6 月児童福祉法等の一部を改正する法律案が可決され、入所措置や一時保護などの際に児童の意見・意向を聴取するなどの措置を講ずることが明示された。特にその具体的な取り組みとして訪問アドボカシーの取り組みが報告され(三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング, 2021)、意見表明支

援員の育成などの取り組みが各地で行われるようになってきている。従来、社会的養護の領域では子どもの権利条約への批准後、子どもの権利擁護をめぐる様々な取り組みが重ねられてきたが、近年子どもは意見を表明する権利があるとするだけでなく、意見を聞かれる権利を有するとして、より積極的に子どもが意見を表明しやすい環境を整える取り組みが重ねられつつあることがわかる。

ところで、子ども家庭福祉領域でのアドボカシーに関する実践、研究の旗手のひとりである堀(2020)はアドボカシーには 5 種類の担い手があるとし、アドボカシージグソーというものを紹介している。これら異なるアドボカシーの担い手がジグソーパズルのようにスクラムを組むことで支援することにより、子どもの権利が守られることを示した図であるが、これによると第一の担い手である本人が行うセルフアドボカシーの他、親や身近な大人がアドボケイトして支援するインフォーマルアドボカシー、施設や病院の職員、教職員など子どもに関わる仕事に従事している専門職によるフォーマルアドボカシー、同じ属性や背景を持った仲間がアドボケイトするピアアドボカシー、そして利害関係のない第三者が行う独立アドボカシーがあるとされている。

ではわが国では対人援助専門職はどのようなアドボカシーの取り組みを重ねてきたのだろうか。ここでは、我が国におけるアドボカシーに関連する実践や研究が社会福祉領域や医療・看護領域で展開されてきたという岩瀬(2010)の指摘に沿って、主に社会福祉領域や医療・看護領域の対人援助専門職による取り組みを概観してみたい。まず医療・看護の領域に目を向けてみると、日本看護倫理学会は、2016 年に「看護における“アドボカシー”を問う」という大会テーマの下で年次大会を開催している。がん看護専門看護師としてがん患者や家族とのかかわりを重ねてきた田村(2017)はその会長講演の中でそうした患者、家族に関わる看護師として身につける必要があるのは、「単に苦痛を和らげること、治療選択ができることではなく、これから先の人生をがんと共にどう生きていくのかについて考える力」

であり、看護師として「がん患者ががんと共に人生をどう生き抜くかについて自らの力で考え、選び取る力を育む支援に取り組みたいと考えるようになった」と、看護師にとってのアドボカシーの重要性を説いた。また澤田(2020)は、当事者としての自身の経験も踏まえて、精神科医療における服薬におけるアドボカシーとエンパワメントの重要性を指摘した。

一方、社会福祉の領域に目を向けると先述したような子ども家庭福祉の領域の他にも高齢者福祉、障害児者福祉の領域など広く実践や研究の報告を見ることができる。例えば、佐藤(2010)は高齢者の施設入所時にはアカウントビリティとアドボカシーの視点が重要であることを指摘し、平岡(2003)は障害者が自立した生活を送るためにはセルフアドボカシーが重要であると同時にその活動を支える人(ファシリテーター)の存在が重要であることを指摘している。また比嘉(2013)は、スクールソーシャルワーカーの役割としてアドボカシー機能が重要であることを述べたうえで、彼らが壁にぶつかり戸惑いながらもアドボカシー機能を遂行していくプロセスを考察している。このようにそもそも社会的に不利な立場に置かれたり、排除を経験したりしている人たちを対象とすることが多い社会福祉の領域では理念としても、専門職の役割としてもアドボカシーの重要性についての議論が重ねられていることがわかる。

この他、大学への進学を希望する発達障害のある高校生を対象とし、セルフアドボカシーを推進する実践報告(西・鳥居, 2022)や、聴覚障害児のセルフアドボカシー習得をテーマとした研究(木村他, 2020)など、特に障害のある子ども若者を対象とした教育領域における報告も散見される。

以上のように、国内における対人援助分野では家庭福祉、医療、看護領域を中心にアドボカシーの実践・研究が広がりを見せているが、心理臨床領域では井上らの研究グループが国内に紹介して以降、議論は停滞しているといえよう。

## 5. アドボカシー・コンピテンシー(AC)

一方、米国においては、この20数年で社会的公正とアドボカシーはカウンセリングの指針となる価値観となり、研究、介入、トレーニングにおけるイノベーションを誘発してきた(Baranowski et al., 2016)。Brady-Amoon et al. (2012)によると、カウンセリングの指針を示す公文書において社会的公正とアドボカシーへの関与が明らかにされているものには、アメリカ心理学会における心理学者の倫理原則と行動規範(APA, 2010)、ACAの倫理綱領(ACA, 2005)、プロフェSSIONナルトレーニングのための実践ガイドライン(CCPTP, ACCTA, & SCP, 2009; Miville et al., 2009)などがある。アメリカにおいて900ものカウンセラー養成プログラムを認定しているカウンセリング関連教育プログラム認定評議会(CACREP)の基準でも多文化と社会的公正のアドボカシーに関する包括的なトレーニングを規定している(Singh et al., 2020)。

その中でもACAでは、1990年代の後半からアドボカシーに重点を置いたタスクフォースに着手し、2003年には6領域43項目のACとして発表している(Leiwis et al., 2003)。これが井上らの研究グループが国内に紹介したものである(鈴木ら, 2010)。ACとはカウンセラーがマイクロレベル(クライアント個人)、メゾレベル(学校や企業などの組織)、マクロレベル(社会)の3つのレベルで社会的公正に関与するための包括的な枠組みであり、エンパワメントから社会をよりよくするためのアクション(社会変革)へとつながるカウンセリング行為の連続体である(Toporek & Daniels, 2018)。2003年の発表直後に主な執筆者2名が亡くなり、2009年まで詳細な紹介と説明は行われずに経過したものの、2009年には関連雑誌でACに関する特集が生まれ、その後2018年には改定された(Singh et al., 2020)。改定後、ACAにおけるACは現在6領域59項目となっている。ACAのACの6領域を図1に示す(Toporek & Daniels, 2018)。このモデルでは、先に述べたようにアドボカシーの介入レベルをマイクロレベルであるクライアントからメゾレベルである学校や企業などの組織、マクロレベルである社会とに分けている。そしてそれぞれをクライエ

ントの関与の程度によりクライアントと一緒に行うもの、クライアントのためにカウンセラーが行うもの、と2つに分けている。図1内の点線は、異なる次元や領域が相互に排他的ではないことを示し、アドボカシーは複数のアプローチが取られたときに最も効果的である可能性を示している。以下に各領域について概説する。

① **クライアントのエンパワメント (Client Empowerment)**: クライアントのエンパワメントは、カウンセラーがクライアントと一緒に行うもので、カウンセラーはクライアントが直面する制度上の障害を特定し、それにどのようにアプローチし対処するのか学ぶことができるようサポートする。一連の体験についてクライアントの内省的処理を促進することも含まれる。具体的にはクライアントのリソースを特定すること、クライアントに影響を与えている社会的、政治的、経済的、文化的要因を特定すること、セルフ・アドボカシーのスキルについてトレーニングをすることなどである。

② **クライアントのためのアドボカシー (Client Advocacy)**: クライアントのためのアドボカシーは、カウンセラーがクライアントのために行うもので、カウンセラーがクライアントにはアクセスすることが難しい社会資源を利用できるよう制度に直接働きかけるといったことを指す。クライアントに報復の恐れがある時や、コミュニケーションや認知の問題などがある場合にもこの方法が適切である可能性がある。多くの場合、このアドボカシーは、カウンセラー自身の組織や学校内の制度的な問題に取り組むことを含む。

③ **組織との連携 (Community Collaboration)**: 組織との連携では、カウンセラーはクライアント・グループや組織と一緒に、制度的な障害や問題を特定し対処する。カウンセラーの役割は、グループと協力関係を築き、対人関係やコミュニケーションなどに専門的なスキルを提供することであり、グループや組織が問題を検討し、行動方針を決定することを支援する。

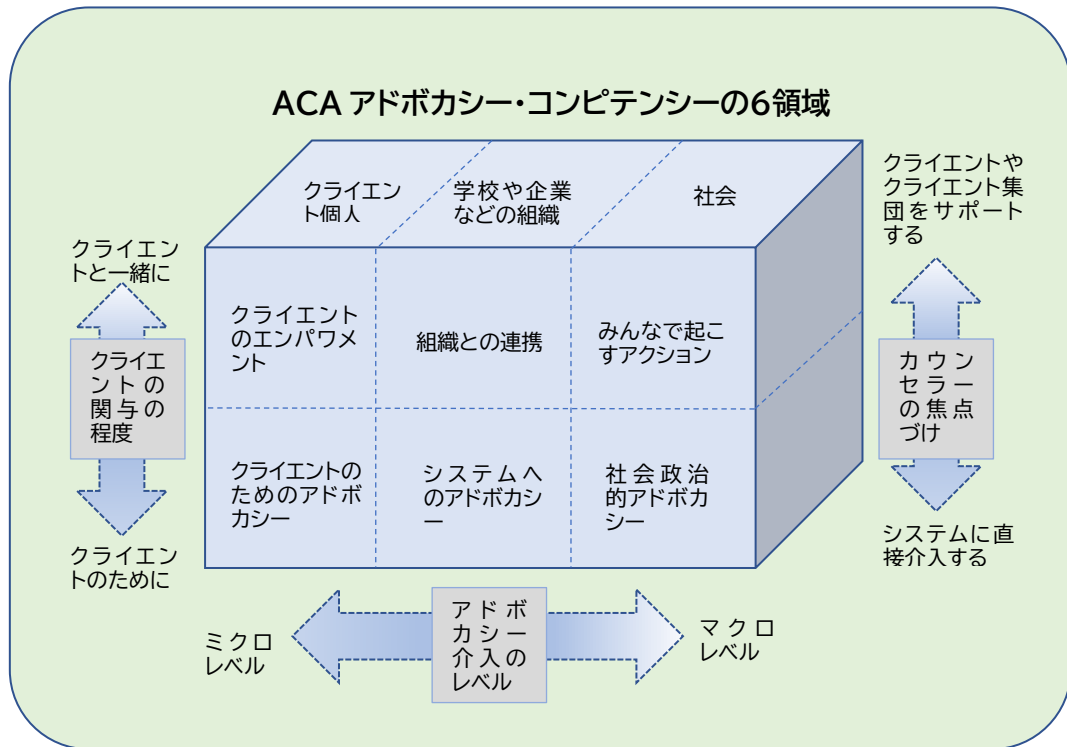


図1 ACA アドボカシー・コンピテンシーの6領域  
Toporek&Daniels(2018) 日本語版杉原(2021a)

④システムへのアドボカシー (Systems Advocacy) : システムへのアドボカシーはカウンセラーが学校や企業などの組織やコミュニティの中でそのシステムに働きかけ、クライアントやクライアント・グループのために、アドボカシーを行うことを指す。カウンセラーはクライアントやクライアント・グループの成長を妨げる制度的な要因に気づいたとき、環境を変えて問題を防ぐことができると思うことがよくあるだろう。学校の部活動といった既存のグループがカウンセラーに助けを求めてくることもあれば、カウンセラーがある集団の中で繰り返し起こっているテーマについて気づくこともある。制度的な変化には組織内で抵抗が起こることも多く、データを提供して専門的知識を共有し、ビジョンを示すことも必要となる。

⑤みんなで起こすアクション (Collective Action) : みんなで起こすアクションとは、カウンセラーがグループと一緒に、世間の認識や政策を変えることによって改善できる問題に取り組むアドボカシーを指す。カウンセラーはクライアント・グループの一員として自分の知識とスキルと提供する。これには、問題に対する人々の認識を高めること、立法や政策変更のため意志決定機関に働きかけることなどが含まれる。

⑥社会政治的アドボカシー (Social/Political Advocacy) : カウンセラーがクライアントやクライアント・グループのためにこれまで直面してきた問題に対処するためにより大きな舞台で行うアドボカシーを指す。ある問題に関する報告書を作成したり、公聴会での証言、

問題意識を高めるためのマスメディアへの出演、専門家として代表して発言する、といったことである。

以上、ACA の AC の 6 領域について概説した。Storlie et al. (2019)によると、2004 年から 2016 年の間に、ACA の AC を用いた 280 以上の論文が発表されるなど、米国では活発な議論、実践が行われている。

## 6. 多文化と社会的公正カウンセリング・コンピテンシー (MSJCC)

図 1 のように ACA では AC を社会的公正を目的として実践される6つの行動領域として示したが、近年アドボカシーを多文化と社会的公正のコンピテンシーの一側面として統合する動きもある。それが多文化と社会的公正カウンセリング・コンピテンシー (MSJCC: Multicultural and Social Justice Counseling Competencies) である (Ratts et al., 2016)。MSJCC は ACA の倫理規定の策定にも貢献した多文化カウンセリング・コンピテンシー (MCC: Multicultural Counseling Competencies) の改訂版である (Singh et al., 2020)。つまり、多文化カウンセリング協会によって 1992 年に策定された MCC が ACA の倫理規定に影響を与え、その後 ACA では AC を発表するに至ったが、多文化主義が唱えてきた人種や民族に限らず、性的、宗教的、社会経済的、障害といった多様なアイデンティティを持った人々への対応が求められるようになったことから、アドボカシーを MSJCC に統合しようというのである。Singh

表 1 MSJCCの4つの主要な構成要素

(a) カウンセラーとクライアントの相互作用の4分円
特権的クライアント・特権的カウンセラー
特権的クライアント・周縁化されたカウンセラー
周縁化されたクライアント・特権的カウンセラー
周縁化されたクライアント・周縁化されたカウンセラー
(b) 多文化・社会正義コンピテンシーの発達領域
カウンセラーの自己認識
クライアントの世界観
カウンセリング関係
カウンセリングとアドボカシーのための介入
(c) 各領域内の態度・信念、知識、スキル、行動の発展的なコンピテンシー
(d) カウンセラー・アドボカシー・カウンセリングの生態学的な層
個人内・個人間<ミクロ>、組織・コミュニティ<メゾ>、公共政策・グローバル<マクロ>



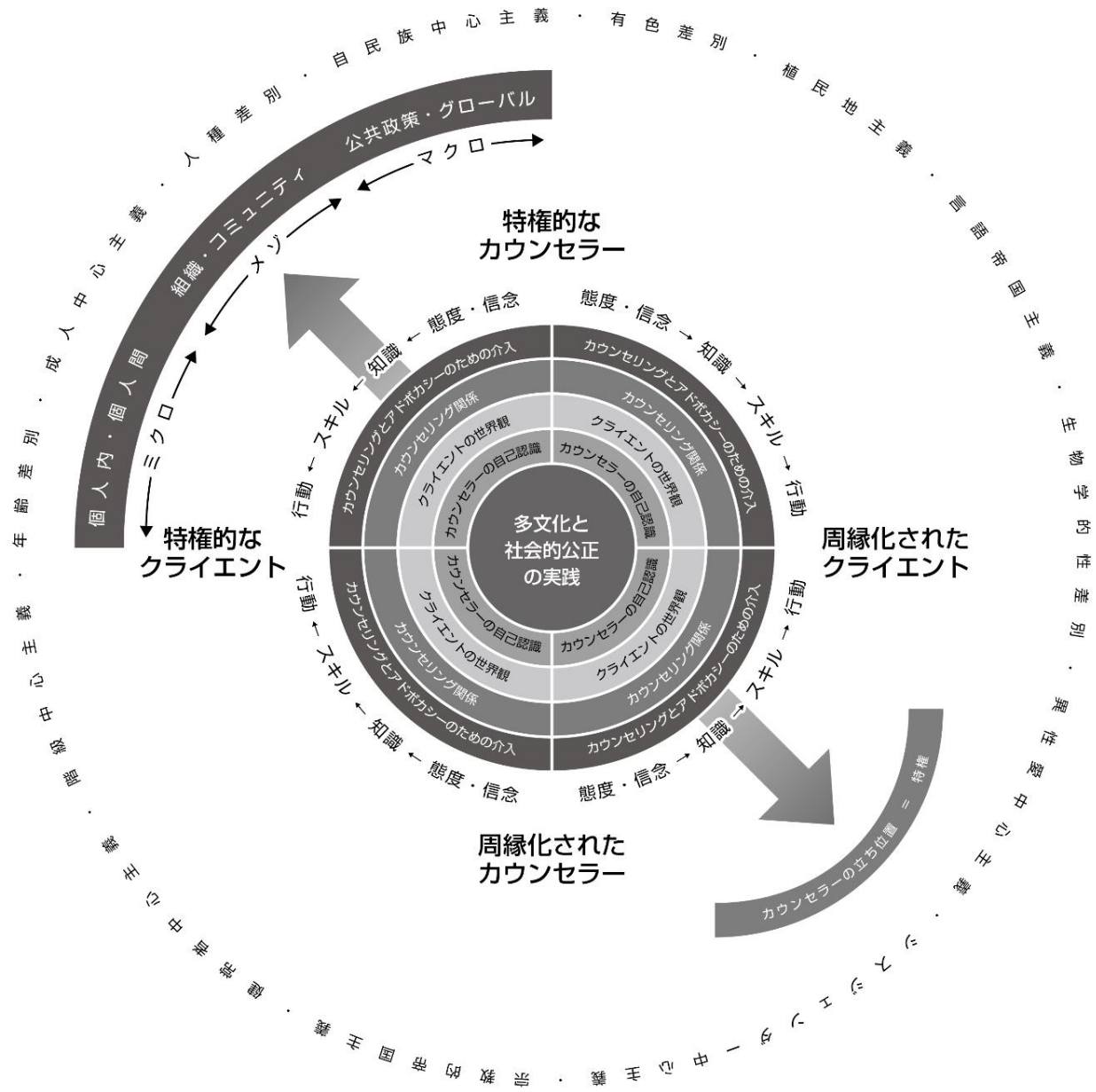


図2 多文化と社会的公正のカounseling・コンピテンシー(MSJCC)

Singh et al.(2020)より改変

et al. (2020) は、MSJCC について公平性と公正を求めるより大きな人権運動の最新版であるとしている。

Ratts et al. (2016) によると MSJCC の主要な構成要素は次の (a) から (d) に示す 4 つである (表 1)。(a) カウンセラーとクライアントの相互作用の 4 分円 (※円を 4 分割した形で示される) (特権的クライアント・特権的カウンセラー, 特権的クライアント・周縁化されたカウンセラー, 周縁化されたクライアント・特権的カウンセラー, 周縁化されたクライアント・周縁化されたカウンセラー), (b) 多文化・社会的公正コンピテンシーの発達領域 (カウンセラーの自己認識, クライアントの世界観, カウンセリング関係, カウンセリングとアドボカシーのための介入) (c) 各領域内の態度・信念, 知識, スキル, 行動の発展的なコンピテンシー, (d) カウンセラー・アドボカシー・カウンセリングの生態学的な層 (個人内・個人間<マイクロ>, 組織・コミュニティ<メゾ>, 公共政策・グローバル<マクロ>)。以上 4 つの構成要素を組み込んだ MSJCC の概念的枠組みを Singh et al. (2020) より図 2 に示し, 各領域について Ratts et al. (2016) より概説する。なお, Ratts et al. (2016) により MSJCC のオリジナル版の概念的枠組みが示されているが, ここではマイクロからマクロレベルの介入までが示されている改訂版の Singh et al. (2020) を用いることとする。

**(a) カウンセラーとクライアントの相互作用 4 分円:**これは, カウンセラーとクライアントの相互作用を表しており, それぞれが特権的であるかもしくは周縁化されているかを示し, 4 つの組み合わせとなる。この組み合わせは, カウンセラーとクライアントの間で権力, 特権, 抑圧がどのように作用するのかを説明するものであり, これらがカウンセリング関係に様々な影響を与えるという前提に立っている。特権とは, 「ある社会集団に属していることで労なくして得ることのできる優位性」(出口, 2017)と定義されている。高学歴であること, 高所得であることや, 健常者であること, 異性愛者であるといったマジョリティとしての特権を持つということは社会的強者であり, その立場や力に無自覚であることにより不公正な社会の再生

産に加担してしまう構図がある。一方で自分自身が周縁化されたマイノリティ性を自覚することもあるだろう。カウンセラーとクライアントが特権的な地位によって社会的な権力と特権を共有する「特権的クライアント-特権的カウンセラー」, クライアントがその地位によってカウンセラーに対して社会的な権力と特権を持つ「特権的クライアント-周縁化されたカウンセラー」, カウンセラーがその地位によってクライアントに対して社会的な権力と特権を持つ「周縁化されたクライアント-特権的カウンセラー」, クライアントとカウンセラーが共に周縁化された「周縁化されたクライアント-周縁化されたカウンセラー」の 4 つである。

MSJCC では, それぞれのアイデンティティは固定しておらず流動的であると捉え, 相互作用はカウンセリング場面の瞬間, 瞬間によって変化し, 同時に複数に属していると認識する可能性もあるとされている。

**(b) 多文化・社会的公正コンピテンシーの発達領域:**これは, 4 分円に重なる同心円で示されている。まず, 「カウンセラーの自己認識」がもっとも内側に表記され, 多文化・社会的公正の能力はまずもって「カウンセラーの自己認識」からスタートするという信念が表現されている。続いて, 「クライアントの世界観」, 「カウンセリング関係」, 「カウンセリングとアドボカシーのための介入」と計 4 層がある。「カウンセラーの自己認識」が土台となり, 「クライアントの世界観」, 「カウンセリング関係」, 「カウンセリングとアドボカシーのための介入」へとつながっていく。

**(c) 各領域内の態度・信念, 知識, スキル, 行動の発展的なコンピテンシー:**これは, (b) で述べた発達領域の内, 「カウンセラーの自己認識」, 「クライアントの世界観」, 「カウンセリング関係」の 3 つには, それぞれ「態度と信念(A)」, 「知識(K)」, 「スキル(S)」, 「行動(A)」という発達段階に応じたコンピテンシーが組み込まれていることを示す。4 つ合わせて AKSA コンピテンシーと呼ばれる。多文化・社会的公正の成果を得るには「態度と信念(A)」, 「知識(K)」, 「スキル(S)」のコンピテンシーを運用して, 「行動(A)」につなげることが何より重要である。改定前の MCC においては AKS の 3 つだったが,

カウンセリング介入の最大の影響を生み出すのは「行動(A)」であるとして4つに目に付け加えられた。

**(d) カウンセラー・アドボカシー・カウンセリングの生態学的な層:**これは、生態学的な視点と、(b)で述べた「カウンセリングとアドボカシーのための介入」と関連して、「カウンセリングとアドボカシーのための介入」が、個人内・個人間<マイクロ>、組織・コミュニティ<メゾ>、公共政策・グローバル<マクロ>のどのレベルで行われているのかを示している。例えばマイクロレベルでは、内面化された抑圧がどのように自分自身の行動を助け、あるいは妨げてきたかを振り返るよう促したり、家族や友人がどのようにクライアントの幸福に影響を与えているかを振り返るよう促す。メゾレベルでは、学校や企業といった組織や地域社会の価値観や規範が、どのように幸福に影響を与えるか、それを変えるにはどのような行動が可能なのか、特定の民族性や出身国・地域が、どのように自分の状況に関わり、それを変えるためにどのような行動が可能なのかといった点に介入する。マクロレベルでは、社会の中で関連する制度的政策がどのようなものか、を振り返るよう促す。

全体をみると、図を取り囲むようにはさまざまな差別が列挙されており、MSJCCの実践が公平性と公正を志向しそれらの解決を目指すことが示されている。

以上のようにMSJCCにおいては、アドボカシーが多文化と社会的公正のコンピテンシーの一側面として統合されている。4分円で特権的か周縁化されているか分割した上で、(b)多文化・社会的公正コンピテンシーの発達領域において、そのプロセスを同心円で示し、最終段階として「カウンセリングとアドボカシーのための介入」を掲げている。アドボカシーの介入のレベルをマイクロ、メゾ、マクロとしている点はACAのACの6領域(図1)と共通しているといえよう。

## 7. 社会的公正とアドボカシーの視点を取り入れた心理臨床家養成プログラム

ここまでみてきたように、広がり発展をみせる社会的

公正とアドボカシーの視点を心理臨床家の養成プログラムに取り入れようとする動きも活発化している(Browne et al., 2020; Burnes&Singh, 2010; Tipa&Mane, 2020)。ここでは、批判的省察(critical reflection)を用いた養成プログラム、グループ活動を取り入れた養成プログラム、サービスラーニングを取り入れた養成プログラムについて紹介しつつMSJCCに沿って整理を試みたい。

MSJCCにおいては、カウンセラー自身が持つ特権的立場もしくは周縁化された立場に意識を向けることが「4分円」に示されており、またカウンセラーの発達、つまり専門家としての成長の土台として「カウンセラーの自己認識」が重要視されている。そのためほとんどの研修モデルでは、学生が自分の社会的立場がどのように権力や無力感を与えているか、特権の階層がどのように形成されているかについての認識を深めるために、批判的省察を取り入れている(Goodman et al., 2018)。批判的省察とは、自身の立場に気づき、経験を振り返ることにより自己認識を深めることを指す。ただでさえ職業的ジレンマを生じやすい社会的公正の視点を養成プログラムで実践していくために、批判的省察によって自分の社会的立場が特権的であることを認識するなど自分の体験を意味づけることが必要である。Toporek & Worthington (2014)は、学生がこれまでの自分自身の経験が感情や考えにどう影響を与えているか振り返る批判的省察のワークを紹介している。学生に「貧困」「無職」「セックスワーカー」「元犯罪者」などの単語をスライドで見せ、それぞれの単語に対するとっさの反応を匿名でカードに書いてもらう。教員はカードを集めてシャッフルし、読み上げる。学生さらにそれに対する反応を書き留め、自分のこれまでの経験が感情や考えにどのように影響を与えているのか仮説を立てるのである。Goodman et al. (2018)は、批判的省察を用いた養成プログラムが学生のACを高めるものとして非常に効果的だとしている。

次に、グループ活動を取り入れた養成プログラムを紹介する。Keum & Miller (2019)は、社会的公正の理念を育むことを目的とする養成プログラムを実施する場合、

学生同士のつながりや親密さが高いと社会的公正規範の認識やアドボカシーへの志向性につながることを報告した。支配的な抑圧のシステムに取り組むことは、疲弊するだけでなく燃え尽きてしまい、家族や友人、同僚から孤立してしまう可能性がある (Kiselica & Robinson, 2001)。社会的公正の信念を共有する仲間との関係を保ち、課題を共有することにより一体感が生まれ行動を促進するということであろう。MSJCC に沿って考えると、グループ活動を取り入れることにより既存の社会システムの変革への志向性が高まり、MSJCC において重視される「行動」につながり、「カウンセリングとアドボカシーのための介入」につながると考えられる。グループ活動として、心理臨床家の養成プログラムに大きな示唆を与えるものとしてインター・グループ・ダイアログ (IGD) がある。IGD とは、多様なグループを超えた関係を築き、自分の社会的アイデンティティや権力に気づき、抑圧のシステムを批判し、社会的公正を推進するスキルを身につける方法として、多くの大学キャンパスで取り入れられているコミュニケーションの促進や対立を調停するツールである (Nadal, 2017)。IGD によって社会的公正に関する知識の増加、他人への共感の増加、視点の取り方や関わり方が増加することを示す実証研究もある (Miles et al., 2015)。

社会的公正とアドボカシーの学習のためサービスラーニングを利用することの利点も指摘されている (Wyatt, 2009)。サービスラーニングでは、学生がボランティアとして地域に根ざした仕事に従事することで、理論と実践を結びつけることができる。Toporek & Worthington (2014) はサービスラーニングを社会的公正の養成プログラムに統合したプロジェクトを紹介している。そのプロジェクトでは、大学院生がホームレスやそれに近い人々にサービスを提供しながらキャリアカウンセリングのスキルを実践する機会を提供し、副次的な目的として、学生の文化的謙虚さ、文化的能力、そしてホームレスやホームレスに近い人々の経験に対する構造的な理解を深めると同時に、介入するために必要な知識と技術を見つける。意見や信念、視点が異なる人々の間で交わされる対話は難し

いものになりがちであるため、対話的教育 (Dialogues Pedagogy) の手法を社会的公正教育の中心として提案している。また、サービスラーニングについて Stewart-Sicking et al. (2013) は、コミュニティ・カウンセリング・コースに登録している 76 人のカウンセリング専攻の大学院生を対象に、サービスラーニングのプロセスと効果について、エビデンスのある理論を構築した。そのモデルでは、クライアントとのつながり、圧倒されること、期待を調整すること、そしてカウンセラーとしてのアイデンティティを再構築することの 4 段階のプロセスが紹介されている。Goodman et al. (2018) もサービスラーニングを活用したプログラムにおいて、内的葛藤、アドボカシー関係の構築、アドボカイトアイデンティティの統合といった 3 領域のプロセスをモデルとして提示している。これらのサービスラーニングを活用したプログラムは、組織やコミュニティを対象としており、MSJCC に照らしてみるとメゾレベルの介入であることがわかる。サービスラーニングを取り入れることで、地域社会の価値観を実際に肌で感じ取り、どのような介入が効果的であるのか体験することができる。

## 8. まとめ

本論では、まず社会的公正とアドボカシーについて近年の研究を概観した。米国では近年活発に議論、実践が行われているものの、国内では家庭福祉領域で取り組みが盛んになっている一方、心理臨床領域においてはアドボカシーについて紹介されたが議論は停滞している。社会的公正については今後の議論が期待されるといったところである。また、ACA の AC 及び MSJCC について紹介した。ACA の AC は 6 領域で示され、MSJCC はアドボカシーを多文化と社会的公正の視点に統合したものであった。米国では AC がカウンセリングの行動指針として明確に示されており、国内においても個人に焦点を当ててきたパラダイムから多文化及び社会的公正への展開が必要ではないかと思われる。その上で、心理臨床家が AC を発揮することが望まれる。これは、社会的な構造からアンフェアな立場に立つクライエ

ントの心理的な苦痛について、社会的、政治的、文化的視点を排して独立した存在として内面のみを扱うというこの倫理性を問うことにもつながる。しかしながら、伝統的に個人の内界を扱う向きの強い心理臨床領域においては、実践家も社会的公正とアドボカシーを志向する際多くの葛藤を抱えることになるだろう。それは私たちの専門性ではない、という思いや、面接室の「外」に出る行為にためらう実践家も多いことだろう。社会的公正とアドボカシーの視点を心理臨床領域において位置づけ、養成プログラムに取り入れることも必要となってくる。養成プログラムの先行研究を概観すると、MSJCC でいう「カウンセラーの自己認識」が成長の土台となる重要なポイントであることもわかる。今後、社会的公正とアドボカシーの視点を心理臨床領域に位置付ける際に、実践家が経験する葛藤や躊躇する思いなどに耳を傾けその知見を統合することも必要であろう。また、そのためにも国内に則した尺度の検討も望まれ、家庭福祉、司法、教育、医療といった心理臨床の各分野でも議論・実践が重ねられていくことが期待される。

## 引用文献

- Adams, M., Bell, L. A., & Griffin, P. (Eds.). (2007). *Teaching for diversity and social justice* (2nd ed.). New York, NY: Routledge.
- Albee, G. W., & Joffe, J. M. (2004). Mental illness is NOT “an illness like any other.” *The Journal of Primary Prevention*, 24, 419–436.
- American Counseling Association. (2005). *ACA Code of Ethics*. Retrieved from: <https://www.counseling.org/resources/aca-code-of-ethics.pdf>
- American Psychological Association. (2010). *Ethical Principles of Psychologists and Code of Conduct: 2010 Amendments*. Retrieved from: <http://www.apa.org/ethics/code/index.aspx?item=7#90>
- American Psychological Association (2021). *Moving Human Rights to the Forefront of Psychology: The Final Report of The APA Task Force on Human Rights*. Retrieved from: <https://www.apa.org/about/policy/report-human-rights.pdf>
- Baranowski, K. A., Bhattacharyya, S., Ameen, E. J., Herbst, R. B., Corrales, C., Cote Gonzalez, L. M., ... Miville, M. L. (2016). Community and public arena advocacy training challenges, supports, and recommendations in counseling psychology: A participatory qualitative inquiry. *Journal for Social Action in Counseling and Psychology*, 8, 70–97.
- Bell, L. A. (1997). Theoretical foundations for social justice education. In M. Adams, L. A. Bell, & P. Griffin (Eds.), *Teaching for diversity and social justice: A sourcebook* (pp. 3–15). New York, NY: Routledge.
- Bemak, F., & Chung, R. C. (2008). New professional roles and advocacy strategies for school counselors: A multicultural/social justice perspective to move beyond nice counselor syndrome. *Journal of Counseling & Development*, 86, 372–381.
- Brady-Amoon, P., Makhija, N., Dixit, V., & Dator, J. (2012). Social justice: Pushing past boundaries in graduate training. *Journal for Social Action in Counseling and Psychology*, 4(2), 85–98.
- Browne, N., Zlotowitz, S., Alcock, K., & Barker, C. (2020). Practice to policy: Clinical psychologists’ experiences of macrolevel work. *Professional Psychology, Research and Practice. Advance online publication*. <http://dx.doi.org/10.1037/pro0000301>
- Burnes, T. R., & Singh, A. A. (2010). Integrating social justice into the practicum experience for psychologists: Starting earlier. *Journal of Training & Education in Professional Psychology*, 4, 153–162.

- <http://dx.doi.org/10.1037/a0019385>
- Council of Counseling Psychology Training Programs, Association of Counseling Center Training Agencies, & Society of Counseling Psychology. (2009). Counseling psychology model training values statement addressing diversity. *The Counseling Psychologist*, 37, 641-643. doi: 10.1177/0011000009331930
- Chang C., Crethar H., Ratts M. (2010). Social justice: A national imperative for counselor education and supervision, *Counselor Education and Supervision*, 50, 2, 82-87
- Crethar, H. C., Torres Rivera, E., & Nash, S. (2008). In search of common threads: Linking multicultural, feminist, and social justice counseling paradigms. *Journal of Counseling & Development*, 86, 269-278.
- 出口真紀子(監訳). 田辺希久子(訳)(2017)真のダイバーシティをめざして—特権に無自覚なマジョリティのための社会的公正教育—, 上智大学出版 まえがき Diane J. Goodman (2011). Promoting Diversity and Social Justice: Educating People from Privileged (Second Edition)
- Gay, Lesbian, Straight Education Network. (2007). 2007 National School Climate Survey: Nearly 9 out of 10 LGBT students harassed. Retrieved August 12, 2009, from <http://www.glsen.org/cgi-bin/iowa/all/library/record/2340.html?state=research&type=research>
- Goodman, L. A., Liang, B., Helms, J. E., Latta, R. E., Sparks, E., & Weintraub, S. R. (2004). Training counseling psychologists as social justice agents: Feminist and multicultural principles in action. *The Counseling Psychologist*, 32, 793-837.
- Goodman L.A., Wilson J.M., Helms J.E., Greenstein N., Medzhitova J. (2018) Becoming an Advocate: Processes and Outcomes of a Relationship-Centered Advocacy Training Model, *Counseling Psychologist*, 46, 2, 122-153
- Hardiman, R., & Jackson, B. (1982). Oppression: Conceptual and developmental analysis. In M. Adams, P. Brigham, P. Dalpes, & L. Marchesani (Eds.), *Social diversity and social justice—Diversity and oppression: Conceptual frameworks* (pp. 1-6). Dubuque, IA: Kendall/Hunt.
- 比嘉昌哉(2013). スクールソーシャルワーカーのアドボカシー機能遂行のプロセス—子ども支援に焦点を当てて—, 沖縄国際大学人間福祉研究 10(1), 1-18
- 平岡蕃(2003). 知的障害のある人たちの自立生活とアドボカシーの展開, 久留米大学文学部紀要. 社会福祉学科編 3, 57-69
- 堀正嗣(2020). 子どもアドボカシーとは, 世界の児童と母性 88, 7-12
- Jacobs, D. H. (1994). Environmental failure: Oppression is the only cause of psychopathology. *Journal of Mind and Behavior*, 15, 1.18.
- 井上孝代編著(2004). 共感性を育てるカウンセリングマクロ・カウンセリング実践シリーズ 1, 川島書店
- 井上孝代編著(2013). 臨床心理士・カウンセラーによるアドボカシー—生徒, エイズ, 吃音・精神障害者, 性的・民族的マイノリティ, レイプ・DV 被害児(者)の声を聴く—, 風間書房
- 石塚正英・柴田隆行監修(2013). 哲学・思想翻訳語辞典増補版, 論創社
- 岩瀬久子(2010). DV 被害者に対する民間支援団体のアドボカシー活動—米国の現状と日本の課題—, 奈良女子大学社会学論集 17, 115-132.
- Keum, B.T., Miller, M.J. (2019). Social Justice Interdependence Among Students in Counseling Psychology Training Programs: Group Actor-Partner Interdependence Model of Social Justice Attitudes, Training Program Norms, Advocacy Intentions, and Peer Relationships, *Journal of Counseling Psychology*, <http://dx.doi.org/10.1037/cou0000390>

- 木村淳子, 藤吉昭江, 井手朱里, 西村美紀, 光吉佳奈, 福島邦博(2020). 学童期聴覚障害児におけるセルフアドボカシーの評価と検証, 耳鼻と臨床 66, 6, 222-227
- Kiselica, M.S. & Robinson, M. (2001). Bringing Advocacy Counseling to Life: The History, Issues, and Human Dramas of Social Justice Work in Counseling, *Journal of Counseling & Development*, Fall, 79, 3-13
- 北風菜穂子(2013). レイプ被害者のためのアドボカシー 井上孝代(編)臨床心理士・カウンセラーによるアドボカシー—生徒, エイズ, 吃音・精神障害者, 性的・民族的マイノリティ, レイプ・DV 被害児(者)の声を聴く—, 風間書房
- Lewis, J. A., & Lewis, M. D. (1983). Community counseling: A human services approach. New York: Wiley.
- Lewis, J. A., Arnold, M. S., House, R., & Toporek, R. L. (2003). ACA advocacy competencies. Retrieved from: [https://www.counseling.org/Resources/Competencies/Advocacy\\_Competencies.pdf](https://www.counseling.org/Resources/Competencies/Advocacy_Competencies.pdf)
- Meyer, I. H. (2003). Prejudice, social stress, and mental health in lesbian, gay, and bisexual populations: conceptual issues and research evidence. *Psychological Bulletin*, 129, 674.
- Miles, J. R., Muller, J. T., Arnett, J. I., Bourn, J. R., Johnson, M. C., & Recabarren, D. (2015). Group member affect and session evaluations in intergroup dialogue. *Group Dynamics: Theory, Research, and Practice*, 19, 225-242. <http://dx.doi.org/10.1037/gdn0000032>
- Mirowsky, J., & Ross, C. E. (2003). Social causes of psychological distress (2nd ed.). Edison, NJ: Aldine Transaction.
- 三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング(2021). 令和2年度 子ども・子育て支援推進調査研究事業 子どもの意見表明を中心とした子どもの権利擁護に関する調査研究報告書 ([https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai\\_210426\\_9.pdf](https://www.murc.jp/wp-content/uploads/2021/04/koukai_210426_9.pdf))
- Miville, M. L., Duan, C., Nutt, R. L., Waehler, C. A., Suzuki, L., Pistole, C., ...Corpus, M. (2009). Integrating practice guidelines into professional training: Implications for diversity competence. *The Counseling Psychologist*, 37, 519-563. doi:10.1177/0011000008323651
- Munley, P. H., Duncan, L. E., McDonnell, K. A., & Sauer, E. M. (2004). Counseling psychology in the United States of America. *Counseling Psychology Quarterly*, 17, 247-271. doi:10.1080/09515070412331317602
- Nadal, K.L. (2017) "Let's get in formation": On becoming a psychologist-activist in the 21st century, *American Psychologist*, 72, 9, 935-946
- 長坂晟(2013). 性同一性障害者へのアドボカシー 井上孝代(編)臨床心理士・カウンセラーによるアドボカシー—生徒, エイズ, 吃音・精神障害者, 性的・民族的マイノリティ, レイプ・DV 被害児(者)の声を聴く—, 風間書房
- 西あかね・鳥居深雪(2022). 発達障害のある高校生への大学移行支援プログラムの有効性—生徒のセルフアドボカシーの視点から—, 神戸大学大学院人間発達環境学研究科研究紀要 15(2), 79-90
- 大淵憲一・菅原郁夫監訳(2000). 多元社会における正義と公正, ブレーン出版 Tyler, T.R, Boeckmann, R.J, Smith, H.J&Huo, Y.J (1997) Social Justice in a Diverse Society
- 大西晶子(2020). 文化的に適切な心理援助の発展に向けたコミュニティ心理学の貢献可能性, コミュニティ心理学研究 24(1), 1-2
- Pierce, C. (1970). Offensive mechanisms. In F. B. Barbour (Ed.), *The Black seventies* (pp. 265-282). Boston, MA: Porter Sargent.
- Ratts M.J. (2009). Social justice counseling: Toward the

- development of a fifth force among counseling paradigms, *Journal of Humanistic Counseling, Education and Development*, 48, 2, 160-172
- Ratts M.J., Singh A.A., Nassar-Mcmillan S., Butler S.K., McCullough J.R. (2016). Multicultural and Social Justice Counseling Competencies: Guidelines for the Counseling Profession, *Journal of Multicultural Counseling and Development*, 44, 1, 28-48
- Ratts M.J., Greenleaf A.T. (2018). Counselor–Advocate–Scholar Model: Changing the Dominant Discourse in Counseling, *Journal of Multicultural Counseling and Development*, 46, 2, 78-96
- Shin, R. Q., Welch, J. C., Kaya, A. E., Yeung, J. G., Obana, C., Sharma, R., . . . Yee, S. (2017). The intersectionality framework and identity intersections in the Journal of Counseling Psychology and The Counseling Psychologist: A content analysis. *Journal of Counseling Psychology*, 64, 458–474. <http://dx.doi.org/10.1037/cou0000204>
- Singh A.A., Nassar S.C., Arredondo P., Toporek R. (2020). The Past Guides the Future: Implementing the Multicultural and Social Justice Counseling Competencies, *Journal of Counseling and Development*, 98, 3, 238-252
- Smith, S. D., Reynolds, C. A., & Rovnak, A. (2009). A critical analysis of the social advocacy movement in counseling. *Journal of Counseling & Development*, 87, 483–491.
- Stewart-Sicking, J. A., Snodgrass, J. L., Pereira, R., Mutai, W. W., & Crews, R. (2013). A grounded theory investigation into the process and effects of servicelearning in counselor education. *The International Journal of Research on Service-Learning and Community Engagement*, 1, 47–60.
- Storlie, C. A., Woo, H., Fink, M., & Fowler, A. (2019). A content analysis of the domains of advocacy competencies in select counseling journals: 2004–2016. *Journal of Counselor Leadership & Advocacy*, 6, 42–54. doi:10.1080/2326716X.2018.1545613
- 佐藤英晶 (2010) 特別養護老人ホーム入所に関わるアカウンタビリティとアドボカシー, 帯広大谷短期大学紀要 47, 1-10
- 澤田千恵 (2020). 精神科多剤大量処方問題に対して専門職が発揮すべきアドボカシーとエンパワーメント機能 —インタビュー調査にみるその意義と可能性—, 人間と科学 県立広島大学保健福祉学部誌 20(1), 25-34
- 下村英雄 (2020). 社会正義のキャリア支援—個人の支援から個を取り巻く社会に広がる支援へ—, 図書文化社
- 杉原保史 (2021a). 心理臨床における社会正義とアドボカシー—社会政治的・経済的・文化的要因にセンシティブな心理臨床のために—, 日本心理臨床学会第40回大会自主シンポジウム配布資料
- 杉原保史 (2021b). 倫理・社会正義・政治との臨床実践との統合 心理療法統合ハンドブック第14章, 誠信書房
- 鈴木ゆみ, いたうたけひこ, 井上孝代 (2010). 日本におけるスクールカウンセラーのアドボカシーコンピテンスの応用可能性 —日本語版アドボカシーコンピテンス自己評価検査 (Advocacy Competencies Self-Assessment Survey) の紹介—, マクロ・カウンセリング研究, 9, 30-47
- 鈴木ゆみ (2011). スクールカウンセラーの多文化カウンセリングコンピテンスの獲得に向けて —臨床心理士養成課程の大学院案内とシラバスの分析—, 明治学院大学大学院心理学研究科心理学専攻紀要 16, 31-47.
- 武田丈 (2014). 写真が語る赤い家の真実, 関西学院大学出版
- 田村恵子 (2017). 看護におけるアドボカシーとは—がん看護専門看護師としての挑戦, そして越境—, 日



- 本看護倫理学会誌 9(1), 64-65
- 田中堅一郎編(1998). 社会的公正の心理学—心理学の視点からみた「フェア」と「アンフェア」—, ナカニシヤ出版
- Tippa, N. G., & Mane, S. R. (2020). Perception on field work practicum among the post graduate students at North Karnataka. *Our Heritage*, 68, 22–30.
- 富樫公一(2021). 当事者としての治療者, 岩崎学術出版
- Toporek, R. L., & Liu, W. M. (2001). Advocacy in counseling: Addressing race, class, and gender oppression. In D. B. Pope-Davis & H. L. K. Coleman (Eds.), *The intersection of race, class, and gender in multicultural counseling* (pp. 285-413). Thousand Oaks, CA: Sage.
- Toporek R.L., Worthington R.L. (2014). Integrating Service Learning and Difficult Dialogues Pedagogy to Advance Social Justice Training Difficult Dialogues Pedagogy, *The Counseling Psychologist*, 42, 7, 919-945
- Toporek, R. L. & Daniels (2018). ACA Advocacy Competencies Endorsed by ACA 2003 (Lewis, Arnold, House & Toporek) and Updated in 2018. Retrieved from: <https://www.counseling.org/docs/default-source/competencies/aca-advocacy-competencies-updated-may-2020.pdf>
- 梅木修(1990). 英語の語源辞典, 大修館書店
- Vera, E. M., & Speight, S. L. (2003). Multicultural competence, social justice, and counseling psychology: Expanding our roles. *The Counseling Psychologist*, 31, 253-272. doi:10.1177/0011000003031003001
- Young, I. (2004). Five faces of oppression. In L. Heldke & P. O'Connor (Eds.), *Oppression, privilege, and resistance: Theoretical perspectives on racism, sexism, and heterosexism* (pp. 37–63). New York, NY: McGraw-Hill.
- Wachtel, P. (2014). *Cyclical psychodynamics and the contextual self: The inner world, the intimate world, and the world of culture and society*. Routledge: Taylor & Francis Group. 杉原保史((監訳)(2019). 統合的心理療法と関係精神分析の接点—循環的心理力動論と文脈的自己—, 金剛出版
- Wyatt, K. A. L. (2009). *The mandate for social justice advocacy in counselor education: Using service learning to train masters' students as social justice advocates* (Unpublished doctoral dissertation). The College of William and Mary, Williamsburg, Virginia.